

2018 受動喫煙防止対策セミナー ～知ってほしい！受動喫煙のリスク～

参加費
無料

たばこの煙による健康への悪影響は喫煙者本人にとどまらず、受動喫煙によって肺がんや虚血性心疾患等の疾患の死亡率が上昇するなどの研究結果が多く報告されております。協会けんぽ埼玉支部では喫煙および受動喫煙の危険性や受動喫煙防止対策への理解を深めていただけるよう、「2018 受動喫煙防止対策セミナー」を開催します。皆様のご参加をお待ちしております。

開催日時 ▶ 平成30年8月27日(月) 14:00～16:20

開催場所 ▶ 大宮ソニックシティ 市民ホール
(さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル棟 4階)

参加定員 ▶ 300名(先着順)

申込方法 ▶ 申込用紙が協会けんぽ埼玉支部ホームページに
ございますので、印刷の上、FAXにてお申し込みください。



セミナー 内容

【第1部】 基調講演 「タバコゼロ・ミッションの実現に向けて」

望月 友美子氏

公益財団法人 日本対がん協会 参事(禁煙推進・対がん事業開発) / 一般社団法人 日本禁煙学会 理事 / 医師・医学博士

【第2部】 特別講演 「効果的な禁煙方法と企業の喫煙対策」

大島 淳氏

一般社団法人 日本禁煙学会 禁煙専門・認定指導者

【第3部】 事業報告 ・埼玉県 ・全国健康保険協会埼玉支部

問い合わせ先

協会けんぽ 埼玉支部 保健グループ TEL: 048-658-5915

申込用紙は協会けんぽ埼玉支部ホームページへ!

協会けんぽ埼玉支部 受動喫煙防止対策セミナー

検索

特定保健指導で皆様の健康づくりをサポートしています!

無料相談

協会けんぽでは、生活習慣病のリスクが高い方に対し、生活習慣の改善のために保健師・管理栄養士等の専門家が事業所への訪問等による面談や文書・電話を通じ生活習慣改善のための継続的なサポートをいたします。

ご本人



- ・40歳以上
- ・腹囲
- ・BMI

健診結果

・血糖 ・脂質 ・血圧

問診票

・喫煙歴 ・内服歴

リスクに該当
すると...

特定保健指導で生活習慣の改善をサポート

専門家



該当の方がいらっしゃる事業所へ保健指導のご案内をお送りしております。お知らせが届きましたら、ぜひご利用ください!



特定保健指導の外部委託について

協会けんぽでは、特定保健指導に関する業務を外部業者に委託しております。下記委託先事業者よりご連絡させていただくことがございますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

●委託先事業者名: 株式会社 ベストライフ・プロモーション

●委託開始時期 : 平成30年4月から

～70歳以上の皆様へ～

高額療養費の制度改正に伴い **限度額適用認定証** が必要となります！

平成30年8月診療分から70歳以上の現役並み所得者の自己負担限度額が改正されることに伴い、標準報酬月額が28万円～79万円に該当する方につきましても、医療機関等に限度額適用認定証の提示が必要となります。

なお、70歳未満の方の自己負担限度額は変更ございません。

改正点 1 70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が変わります！

平成30年7月まで (表1)

適用区分	ひと月の上限額	
	外来(個人)	外来・入院(世帯)
現役並み 標準報酬 28 万円以上	57,600 円	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% (多数該当 44,400 円)
一般所得 標準報酬 26 万円以下	14,000 円	57,600 円 (多数該当 44,400 円)
低所得者	低所得Ⅱ (住民税非課税)	24,600 円
	低所得Ⅰ (住民税が非課税かつ所得が一定以下)	15,000 円

平成30年8月から (表2)

適用区分	ひと月の上限額(世帯)	
	外来(個人)	
現役並み	現役並みⅢ 標準報酬 83 万円以上	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% (多数該当 140,100 円)
	①現役並みⅡ 標準報酬 53 ～ 79 万円	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% (多数該当 93,000 円)
	②現役並みⅠ 標準報酬 28 ～ 50 万円	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% (多数該当 44,400 円)
一般所得 標準報酬 26 万円以下	18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 (多数該当 44,400 円)
低所得者	低所得Ⅱ	変更なし (70歳以上の低所得者に関しては、引き続き、限度額適用・標準負担額減額認定証の提示が必要です。)
	低所得Ⅰ	

※多数該当：受診された月を含む直近12か月以内に、3か月以上自己負担限度額に達した場合は、4か月目から多数該当となり、自己負担限度額が減額されます。

改正点 2 70歳以上の方も限度額適用認定証が必要となります！

70歳以上の方が平成30年8月以降に医療機関を受診する場合、従来の低所得者に該当する方に加え、上記表2の①及び②に該当する方も限度額適用認定証が必要となります。高額な医療費がかかる場合は、限度額適用認定証発行のお手続きをとっていただき、医療機関等の窓口で、保険証および高齢受給者証と限度額適用認定証をご提示くださいますようお願いいたします。

なお、以下に当てはまる方は、7月中に被保険者（ご本人）様のご自宅に限度額適用認定証をお送りいたしますので、限度額適用認定証発行のお手続きは不要です。

送付
対象者

平成30年6月末時点で、

- 1、標準報酬月額が28万円～79万円に該当する70歳以上の被保険者（ご本人）様
- 2、上記1に該当する方に扶養されている70歳以上のご家族様

※限度額適用認定証の有効期限は最長1年間です。有効期限が切れた場合は、再度、限度額適用認定証発行のお手続きをしていただきますようお願いいたします。



事業所のご担当者様におかれましては、高額療養費の制度改正および限度額適用認定証の発送について、該当する従業員の方へご周知いただきますようお願いいたします。



全国健康保険協会 埼玉支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒330-8686

埼玉県さいたま市大宮区錦町 682-2

大宮情報文化センター（JACK 大宮）16 階

協会けんぽへの各種
手続きはご郵送にて
ご申請ください。

代表

保険証・保険給付金・任意継続の申請など

048-658-5919

レセプトグループ

交通事故・医療費通知など

048-658-5914

保健グループ

健診・保健指導・健康経営など

048-658-5915

企画総務グループ

健康保険委員・広報など

048-658-5918